

議案第 3 号

飯能市山間地域振興審議会条例を廃止する条例（案）

飯能市山間地域振興審議会条例（平成 17 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 山間地域振興審議会の項を削る。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
区分	報酬の額		区分	報酬の額		
	支給区分	金額		支給区分	金額	
省略			省略			
総合振興 計画審議 会	省略		総合振興 計画審議 会	省略		
社会経済 政策会議	省略		山間地域 振興審議 会	会長	日額	9,000円
省略				その他 の委員	日額	8,000円
備考 省略			社会経済 政策会議	省略		
			省略			
			備考 省略			